

大型連休を迎える生徒、保護者の皆さんへ

令和6年5月 潮来高校生徒指導部

1 問題行動等の防止について

(1) 喫煙、飲酒等の防止

喫煙、飲酒、タトゥー等及び、危険ドラッグ、大麻、覚醒剤等は心身への甚大な影響があります。勧誘があっても決して誘いに乗ってはいけません。

※高校生が大麻所持で逮捕される事件が発生しています。怪しい誘いや不審なメールがあった場合は警察や学校に相談して下さい。

(2) 携帯電話・インターネットの使用

携帯電話等の使用にあたっては、公共の場での使用マナーを守る。有害サイトへのアクセスをしない。個人情報や誹謗中傷メール等を送信しないこと等ルールを決めて適切に利用すること。また、SNS等を利用して知り合った人には絶対会わないこと。

(3) 夜間外出・外泊等

夜間外出・外泊、危険箇所や不健全な場所への出入りをしないこと。

「茨城県青少年健全育成条例」により（高校生）の深夜外出は保護者同伴でも禁止です。

※『深夜』とは午後11時～午前4時

(4) いじめ等の防止

「いじめは絶対に許されない行為である」との強い認識を持つこと。

加害者にとってその気がなかったといっても、被害者がいじめられていると感じれば、いじめになります。特にインターネット上のいじめは名誉棄損罪や侮辱罪にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解すること。

また、困ったことがあれば、身近な信頼できる大人へ相談すること。相談が難しい場合は、以下の窓口にご相談すること。

子どもホットライン
24時間子ども専用ダイヤル
TEL 029-221-8181

子ども
SNS相談



体罰解消サポートセンター
鹿行地区
TEL 0291-33-6317



(5) 「闇バイト」加担の未然防止

高額アルバイトと称し、偽電話詐欺の受け子を勧誘する事案が発生しています。怪しい誘いには絶対にのらないで下さい。

2 交通事故の防止について

(1) 【自転車】

「スマートフォンを操作しながら」「イヤホンで音楽を聴きながら」等の『ながら運転』や歩道上を危険なスピードで走行するなどの危険運転が問題になっており、全国では、自転車での死亡事故も発生しています。ルールとマナーを守り安全に運転してください。

また、令和5年4月1日より自転車運転時のヘルメット着用が努力義務化されました。自分の命を守る意味でもヘルメットを着用しましょう。

(2) 【バイク】

生徒の生命、身体を事故から守るという立場から、本校でのバイク免許取得は原則禁止しています。ご家庭のご理解・ご協力をお願い致します。

3 その他

(1) 頭髪の正常化

連休中に頭髪の染色や変則的な髪型を行わないこと。常に高校生らしい頭髪や服装を心がけて下さい。